

議案第 107 号

さいたま市みどりの条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市みどりの条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 21 年 6 月 17 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市みどりの条例の一部を改正する条例

さいたま市みどりの条例（平成 13 年さいたま市条例第 248 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（開発行為等における緑化）</p> <p>第 18 条 次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者（以下「開発事業者等」という。）は、当該行為をしようとする敷地内の緑地の保全に努めるとともに、市長が別に定める基準により当該敷地内の緑化に努めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市中高層建築物の建築及び大規模開発行為等に係る紛争の防止及び調整に関する条例</u>（平成 13 年さいたま市条例第 266 号）の適用を受ける<u>中高層建築物の建築</u></p> <p>(3) [略]</p>	<p>（開発行為等における緑化）</p> <p>第 18 条 次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者（以下「開発事業者等」という。）は、当該行為をしようとする敷地内の緑地の保全に努めるとともに、市長が別に定める基準により当該敷地内の緑化に努めなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>さいたま市中高層建築物の建築に係る紛争の防止及び調整に関する条例</u>（平成 13 年さいたま市条例第 266 号）の適用を受ける<u>建築物の建築</u></p> <p>(3) [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。